

JAF 選手登録規定

(趣旨)

第1条 本規定は、公益社団法人日本エアロビック連盟（以下「本連盟」という）の選手の登録（以下「選手登録」という）に関して定めるものである。

(目的)

第2条 エアロビック競技の普及発展に寄与するために、本連盟の所属においてその名誉を守り、選手資格を確保することを目的とする。

(権利)

第3条 連盟に選手登録した選手は、本連盟の認定競技会に参加する権利を得るものとする。

(資格)

第4条 本連盟に選手登録をしようとする者の資格は、本連盟の認定競技会に参加する男女とする。なお、国籍は問わない。

(選手登録の方法)

第5条 本連盟への選手登録方法は、次の通りとする。(1)マイページより、所定の選手登録フォームに必要事項を入力する。(2)連盟は選手の申込みを受領後、ID・パスワード・選手登録証を交付する。(3)個人選手登録の手続きは、随時受け付けるものとする。

(登録有効期間)

第6条 4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

※登録年度の途中に行った登録について当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまで有効とする。

(登録料)

第7条 登録料は別表の通りとする。

(更新)

第8条 一度登録選手をした者で、次年度以降も競技会に参加する者は、連盟マイページから所定の手続きを行わなければならない。

(変更)

第9条 登録選手は、登録時のマイページ情報に変更が生じた場合、選手本人がマイページから変更を行う。

(登録の抹消)

第10条 登録選手が、本規程及び別に定める「倫理・コンプライアンス規程」に違反した場合は、登録を抹消することがある。資格を喪失した者は、認定競技会に出場できない。

(肖像権)

第 11 条 本連盟の認定競技会に於ける選手の肖像権は、本連盟に帰属する。本連盟は、選手本人の許可なくして全ての撮影、録音等をする権利を有し、それらを今後の普及・広報事業において適切な範囲で使用することができるものとする。

(個人情報の扱い)

第 12 条 本連盟は、選手が選手登録時に本連盟に提供した個人情報を、必要に応じて各都道府県連盟、各種委員会、各ブロック協議会（以下「関係団体」という）又は本連盟又は関係団体が主催する研修等の講師、指導者などに提供することができるものとする。

(認定競技会)

第 13 条 本連盟が主催、主管、後援、協力する大会の内、本連盟の競技規則に則り本連盟認定審判員が審査し、且つ本連盟が認定する競技会をいう。

(国際競技会)

第 14 条 国際競技会への選手派遣は、別途定められた国際大会派遣規程によるものとする。

(規程の改正)

第 15 条 本規程の改正は、本連盟の理事会の承認を得るものとする。

(施行)

第 16 条 本規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(改正)

平成 16 年 9 月 1 日

平成 17 年 9 月 1 日

平成 18 年 9 月 1 日

平成 20 年 9 月 1 日

平成 21 年 1 月 1 日

平成 25 年 3 月 1 日

令和 2 年 3 月 1 日

令和 3 年 3 月 1 日

令和 4 年 7 月 1 日

(別表)

区分	中学生以下	高校生	大学生および社会人
登録料/年 (消費税対象外)	550 円	770 円	1,100 円